

参議院建設委員会議録 第十九号

昭和三十一年三月二十九日(木曜日)午前十時三十八分開会

出席者は左の通り。

| | |
|-------------|--------|
| 委員長 | 赤木 正雄君 |
| 理事 | 桂君 |
| 委員 | 石井 桂君 |
| 近藤 信一君 | 酒井 利雄君 |
| 入交 太藏君 | 西岡 ハル君 |
| 斎藤 昇君 | 武藤 常介君 |
| 酒井 利雄君 | 田中 一君 |
| 西岡 ハル君 | 北 勝太郎君 |
| 武藤 常介君 | 田中 角榮君 |
| 田中 角榮君 | 元治君 |
| 衆議院議員 | 柴田 達夫君 |
| 建設大臣官房長 | 町田 稔君 |
| 建設省計画局長 | 小島 新吾君 |
| 建設省道路局長 | 富樫 凱一君 |
| 建設省營繕局長 | 松井 達夫君 |
| 首都建設委員会事務局長 | 馬場 元治君 |
| 事務局側 | 元治君 |
| 政府委員 | 柴田 達夫君 |
| 建設大臣官房長 | 柴田 達夫君 |
| 建設省計画局長 | 町田 稔君 |
| 建設省道路局長 | 小島 新吾君 |
| 建設省營繕局長 | 富樫 凱一君 |
| 首都建設委員会事務局長 | 松井 達夫君 |
| 事務局側 | 元治君 |
| 常任委員 | 武井 篤君 |
| 説明員 | 鶴海良一郎君 |
| 建設省計画局長 | 佐藤 昌君 |
| 建設省計画局長 | 佐藤 昌君 |
| 局施設課長 | 佐藤 昌君 |

- 都市公園法案(内閣提出)
 - 公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)
 - 首都圈整備法案(内閣送付、予備審査)
 - 土地収用法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)
 - 連合審査会開会の件
- 委員長(赤木正雄君)　ただいまから委員会を開会いたします。
- 官庁營繕法の一部を改正する法律案、提案者から提案理由を聴取いたしました。
- 衆議院議員(田中角榮君)　ただいま議題となりました官庁營繕法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由とその要旨を簡単に御説明申し上げます。

さきの第十国会で成立をしました現行官庁營繕法の趣旨は、

第一に、建築基準法が詳細に規定し

ておらない官庁の建築につきまして、

その重要性にかんがみまして構造関係

において嚴重な基準を特別に設けたこ

とであります。特に防火、耐火の点に

つきましては、去る第七国会衆議院に

おける都市建築物の不燃化の促進に関

する決議の第三項に「新たに建設する

官公署等は、原則として、不燃構造と

すること」の趣旨を尊重して特に規定

されたものであります。

第二に、庁舎の位置については、公

衆の利便に適合し、公務の能率増進に

適した所を選定し、できる限り一地域

本日の会議に付した案件

○官庁營繕法の一部を改正する法律案(衆議院送付、予備審査)

に集中できるよう、国家機関の長、地方公共団体の長が協力するよう規定しております。

第二に、現在の營繕計画書に対して建設大臣の意見を申し述べる制度は、一応營繕計画に対する調整はいたしておられます。

第三に、これまで、各省各庁が個々ばらばらに出していた營繕計画なるものを、統一ある構想の下に管理し、是正し、予算に適合した単価を考え、建築工事の適正化をはかるために、技術的に、建設大臣が統一し、予算大臣たる大蔵大臣と折衝せしめるようにしたのであります。本法における最も重要な点であります。

以上、現行官庁營繕法は、官庁營繕

の統一に向う第一段階であります。

本法は官庁の権限についての規定でありますから、政府提案をなすように政

府との間に十分なる連絡調整を行なつたのであります。現行法が御承知の通り議員立法でありますと、現行法の目的である災害を防除し、公衆の安全度高く建設するという目的により、緩急の度により、経済的に、

しかも安全度高く建設するという目的を達しておらないのであります。

すなわち、現在の建設省設置法におきましては、一部の例外を除き、國の營繕は全部建設省で行うことになります。

そのものが衆參兩院において全会一致

で議員立法なされたものである趣旨にありますから、政府提案をなすように政

府との間に十分なる連絡調整を行なつたのであります。現行法が御承知の

通り議員立法でありますと、現行法

の目的である災害を防除し、公衆の

安全度高く建設するという目的により、緩急の度により、経済的に、

しかも安全度高く建設するという目的を達しておらないのであります。

すなわち、現在の建設省設置法におきましては、一部の例外を除き、國の

營繕は全部建設省で行うことになります。

そのものが衆參兩院において全会一致

で議員立法なされたものである趣旨にありますから、政府提案をなすように政

府との間に十分なる連絡調整を行なつたのであります。現行法が御承知の

通り議員立法でありますと、現行法

の目的である災害を防除し、公衆の

安全度高く建設するという目的により、緩急の度により、経済的に、

しかも安全度高く建設するという目的を達しておらないのであります。

すなわち、現在の建設省設置法におきましては、一部の例外を除き、國の

營繕は全部建設省で行うことになります。

そのものが衆參兩院において全会一致

で議員立法なされたものである趣旨にありますから、政府提案をなすように政

府との間に十分なる連絡調整を行なつたのであります。現行法が御承知の

通り議員立法でありますと、現行法

の目的である災害を防除し、公衆の

安全度高く建設するという目的により、緩急の度により、経済的に、

しかも安全度高く建設するという目的を達しておらないのであります。

すなわち、現在の建設省設置法におきましては、一部の例外を除き、國の

營繕は全部建設省で行うことになります。

そのものが衆參兩院において全会一致

で議員立法なされたものである趣旨にありますから、政府提案をなすように政

府との間に十分なる連絡調整を行なつたのであります。現行法が御承知の

通り議員立法でありますと、現行法

の目的である災害を防除し、公衆の

安全度高く建設するという目的により、緩急の度により、経済的に、

しかも安全度高く建設するという目的を達しておらないのであります。

すなわち、現在の建設省設置法におきましては、一部の例外を除き、國の

營繕は全部建設省で行うことになります。

そのものが衆參兩院において全会一致

で議員立法なされたものである趣旨にありますから、政府提案をなすように政

府との間に十分なる連絡調整を行なつたのであります。現行法が御承知の

通り議員立法でありますと、現行法

の目的である災害を防除し、公衆の

安全度高く建設するという目的により、緩急の度により、経済的に、

しかも安全度高く建設するという目的を達しておらないのであります。

すなわち、現在の建設省設置法におきましては、一部の例外を除き、國の

營繕は全部建設省で行うことになります。

そのものが衆參兩院において全会一致

で議員立法なされたものである趣旨にありますから、政府提案をなすように政

府との間に十分なる連絡調整を行なつたのであります。現行法が御承知の

通り議員立法でありますと、現行法

の目的である災害を防除し、公衆の

安全度高く建設するという目的により、緩急の度により、経済的に、

しかも安全度高く建設するという目的を達しておらないのであります。

すなわち、現在の建設省設置法におきましては、一部の例外を除き、國の

營繕は全部建設省で行うことになります。

そのものが衆參兩院において全会一致

で議員立法なされたものである趣旨にありますから、政府提案をなすように政

府との間に十分なる連絡調整を行なつたのであります。現行法が御承知の

通り議員立法でありますと、現行法

の目的である災害を防除し、公衆の

安全度高く建設するという目的により、緩急の度により、経済的に、

しかも安全度高く建設するという目的を達しておらないのであります。

すなわち、現在の建設省設置法におきましては、一部の例外を除き、國の

營繕は全部建設省で行うことになります。

そのものが衆參兩院において全会一致

で議員立法なされたものである趣旨にありますから、政府提案をなすように政

府との間に十分なる連絡調整を行なつたのであります。現行法が御承知の

通り議員立法でありますと、現行法

の目的である災害を防除し、公衆の

安全度高く建設するという目的により、緩急の度により、経済的に、

しかも安全度高く建設するという目的を達しておらないのであります。

すなわち、現在の建設省設置法におきましては、一部の例外を除き、國の

營繕は全部建設省で行うことになります。

そのものが衆參兩院において全会一致

で議員立法なされたものである趣旨にありますから、政府提案をなすように政

府との間に十分なる連絡調整を行なつたのであります。現行法が御承知の

通り議員立法でありますと、現行法

の目的である災害を防除し、公衆の

安全度高く建設するという目的により、緩急の度により、経済的に、

しかも安全度高く建設するという目的を達しておらないのであります。

すなわち、現在の建設省設置法におきましては、一部の例外を除き、國の

營繕は全部建設省で行うことになります。

そのものが衆參兩院において全会一致

で議員立法なされたものである趣旨にありますから、政府提案をなすように政

府との間に十分なる連絡調整を行なつたのであります。現行法が御承知の

通り議員立法でありますと、現行法

の目的である災害を防除し、公衆の

安全度高く建設するという目的により、緩急の度により、経済的に、

しかも安全度高く建設するという目的を達しておらないのであります。

すなわち、現在の建設省設置法におきましては、一部の例外を除き、國の

營繕は全部建設省で行うことになります。

そのものが衆參兩院において全会一致

で議員立法なされたものである趣旨にありますから、政府提案をなすように政

府との間に十分なる連絡調整を行なつたのであります。現行法が御承知の

通り議員立法でありますと、現行法

の目的である災害を防除し、公衆の

安全度高く建設するという目的により、緩急の度により、経済的に、

しかも安全度高く建設するという目的を達しておらないのであります。

すなわち、現在の建設省設置法におきましては、一部の例外を除き、國の

營繕は全部建設省で行うことになります。

そのものが衆參兩院において全会一致

で議員立法なされたものである趣旨にありますから、政府提案をなすように政

府との間に十分なる連絡調整を行なつたのであります。現行法が御承知の

通り議員立法でありますと、現行法

の目的である災害を防除し、公衆の

安全度高く建設するという目的により、緩急の度により、経済的に、

しかも安全度高く建設するという目的を達しておらないのであります。

すなわち、現在の建設省設置法におきましては、一部の例外を除き、國の

營繕は全部建設省で行うことになります。

そのものが衆參兩院において全会一致

で議員立法なされたものである趣旨にありますから、政府提案をなすように政

府との間に十分なる連絡調整を行なつたのであります。現行法が御承知の

通り議員立法でありますと、現行法

の目的である災害を防除し、公衆の

安全度高く建設するという目的により、緩急の度により、経済的に、

しかも安全度高く建設するという目的を達しておらないのであります。

すなわち、現在の建設省設置法におきましては、一部の例外を除き、國の

營繕は全部建設省で行うことになります。

そのものが衆參兩院において全会一致

で議員立法なされたものである趣旨にありますから、政府提案をなすように政

府との間に十分なる連絡調整を行なつたのであります。現行法が御承知の

通り議員立法でありますと、現行法

の目的である災害を防除し、公衆の

安全度高く建設するという目的により、緩急の度により、経済的に、

しかも安全度高く建設するという目的を達しておらないのであります。

すなわち、現在の建設省設置法におきましては、一部の例外を除き、國の

營繕は全部建設省で行うことになります。

そのものが衆參兩院において全会一致

で議員立法なされたものである趣旨にありますから、政府提案をなすように政

府との間に十分なる連絡調整を行なつたのであります。現行法が御承知の

通り議員立法でありますと、現行法

の目的である災害を防除し、公衆の

安全度高く建設するという目的により、緩急の度により、経済的に、

しかも安全度高く建設するという目的を達しておらないのであります。

すなわち、現在の建設省設置法におきましては、一部の例外を除き、國の

營繕は全部建設省で行うことになります。

そのものが衆參兩院において全会一致

で議員立法なされたものである趣旨にありますから、政府提案をなすように政

府との間に十分なる連絡調整を行なつたのであります。現行法が御承知の

通り議員立法でありますと、現行法

の目的である災害を防除し、公衆の

安全度高く建設するという目的により、緩急の度により、経済的に、

しかも安全度高く建設するという目的を達しておらないのであります。

すなわち、現在の建設省設置法におきましては、一部の例外を除き、國の

營繕は全部建設省で行うことになります。

そのものが衆參兩院において全会一致

で議員立法なされたものである趣旨にありますから、政府提案をなすように政

府との間に十分なる連絡調整を行なつたのであります。現行法が御承知の

通り議員立法でありますと、現行法

の目的である災害を防除し、公衆の

安全度高く建設するという目的により、緩急の度により、経済的に、

しかも安全度高く建設するという目的を達しておらないのであります。

すなわち、現在の建設省設置法におきましては、一部の例外を除き、國の

營繕は全部建設省で行うことになります。

そのものが衆參兩院において全会一致

で議員立法なされたものである趣旨にありますから、政府提案をなすように政

府との

きましては、今後都市計画として決定をする必要があるのでござります。もしこの方面通りに公園を実際に配置をいたして参ります際には、都市計画審議会等に諮りまして、その決定によりましてこれを実施に移して参ります。

そういうような手続を経ることになるのでございます。

○田中一君 方法としては、民有地よりも官有地、あるいは官有地といいますか、国有地並びに地方自治体が持つておる土地ですね、こういうものに公園を作るという方法の方が容易に行くわけなんですが、どこに重点を置くのです。やはり一定の距離を置く配置ということになると、必然的に民有地に手をつけなければならぬ。それはどうい考え方であります。

○政府委員(町田稔君) ただいま御指摘のありましたように、実際問題といたしましては、国有地、それから公有地を公園に転換いたして参りますことが容易でございますし、從来もそういう土地に公園を施設していくことが多かつたのでございます。今回の配置基準におきましても、これを実際に運用いたして参ります際には、これは強制的な性質のものはございませんので、なるべくこの基準に従って、その近所に公有地がありますれば、それを公園にしていく。それから第一の、どうしてもそういうように容易に公有地なり國有地が得がたい場合には、民有地等を公園に買上げまして施設をしていきます。そういうような方法で今後公園の設置をはかつて参りたい、こういふうに考えております。

○委員長(赤木正雄君) もう一つの資料の説明を……。

○政府委員(町田稔君) 前回原子燃料公社と都市公園との関係につきましては、都議會等に諮りまして、その決定によりまして原子燃料公社法の案をお手元に差し上げた次第でございます。

そこで原子燃料公社は、この原子力基本法第七条第一項によりまして政府の監督のもとに「核原料物質及び核燃料物質の探鉱、採鉱、精錬、管理等を行わしめるため」設置されたものでござりますが、目下国会で審議中の原子

○田中一君 私はこの物質がどういうもののか知らないのです。今の展示会そこになつておるのでございまして、また同法案第十九条第一項によりますれば、原子燃料公社は、第一条の目的を達成するために、核原料物質の探鉱、採鉱及び選鉱を行う、核原料物質の輸入並びに買取り、売り渡し及び貸付を行

う、核燃料物質の生産及び加工を行なう、核燃料物質の輸入及び輸出並びに伴い生ずる副産物の売り渡しを行なう、それから第一條の目的を達成するため必要な業務を行うこと、このよう

○政府委員(町田稔君) 原子燃料公社は第七条に列記してございます場合だけござります。ただいま御指摘のございましたような探鉱等を都市公園内にすることは、この公園法の規定にございませんので、この公園法に基きましては不可能でございます。それでそ

と、私はこの採決はできません。もし

これが否決された場合にどうなるかと考えた場合に、本日これを採決しよう

けれども、この法案が通らなければ、これの採決は不可能だと思います。そ

こでどこにかかる法規か知りませんけれども、商工委員会かもわかりませんが、しかしそういう点からいつた次第でございます。

○田中一君 私はこの物質がどういうもののか知らないのです。今の展示会そこになつておるのでございまして、また同法案第十九条第一項によりますれば、原子燃料公社は、第一条の目的を達成するために、核原料物質の探鉱、採鉱及び選鉱を行う、核原料物質の輸入並びに買取り、売り渡し及び貸付を行なう、核燃料物質の生産及び加工を行なう、核燃料物質の輸入及び輸出並びに伴い生ずる副産物の売り渡しを行なう、それから第一條の目的を達成するため必要な業務を行うこと、このよう

と、それからこれが入つておりますと、

原子力の開発及び利用の促進に寄することを目的として設立されるということになつておるのでございまして、また同法案第十九条第一項によりますれば、原子燃料公社は、第一条の目的を達成するために、核原料物質の探鉱、採鉱及び選鉱を行う、核原料物質の輸入並びに買取り、売り渡し及び貸付を行なう、核燃料物質の生産及び加工を行なう、核燃料物質の輸入及び輸出並びに伴い生ずる副産物の売り渡しを行なう、それから第一條の目的を達成するため必要な業務を行うこと、このよう

○田中一君 私はこの物質がどういうもののか知らないのです。今の展示会そこになつておるのでございまして、また同法案第十九条第一項によりますれば、原子燃料公社は、第一条の目的を達成するために、核原料物質の探鉱、採鉱及び選鉱を行う、核原料物質の輸入並びに買取り、売り渡し及び貸付を行なう、核燃料物質の生産及び加工を行なう、核燃料物質の輸入及び輸出並びに伴い生ずる副産物の売り渡しを行なう、それから第一條の目的を達成するため必要な業務を行うこと、このよう

○田中一君 私はこの物質がどういうもののか知らないのです。今の展示会そこになつておるのでございまして、また同法案第十九条第一項によりますれば、原子燃料公社は、第一条の目的を達成するために、核原料物質の探鉱、採鉱及び選鉱を行う、核原料物質の輸入並びに買取り、売り渡し及び貸付を行なう、核燃料物質の生産及び加工を行なう、核燃料物質の輸入及び輸出並びに伴い生ずる副産物の売り渡しを行なう、それから第一條の目的を達成するため必要な業務を行うこと、このよう

○政府委員(町田稔君) 原子燃料公社は第七条に列記してございます場合だけござります。ただいま御指摘のございましたような探鉱等を都市公園内にすることは、この公園法の規定にございませんので、この公園法に基きましては不可能でございます。それでそ

と、私はこの採決はできません。もし

これが否決された場合にどうなるかと考えた場合に、本日これを採決しよう

けれども、この法案が通らなければ、これの採決は不可能だと思います。そ

こでどこにかかる法規か知りませんけれども、商工委員会かもわかりませんが、しかしそういう点からいつた次第でございます。

○田中一君 私はこの物質がどういうもののか知らないのです。今の展示会そこになつておるのでございまして、また同法案第十九条第一項によりますれば、原子燃料公社は、第一条の目的を達成するために、核原料物質の探鉱、採鉱及び選鉱を行う、核原料物質の輸入並びに買取り、売り渡し及び貸付を行なう、核燃料物質の生産及び加工を行なう、核燃料物質の輸入及び輸出並びに伴い生ずる副産物の売り渡しを行なう、それから第一條の目的を達成するため必要な業務を行うこと、このよう

と、それからこれが入つておりますと、

○政府委員(町田穂君) 展示会を行つておきましては、ここに書いてござります日本専売公社におきましても、実はこの第七条に列挙してござります事業のうち、おそらくは展示会だけが該当するものと思うのでございまして、この点は日本専売公社と同等の意味におきまして、原子燃料公社をここに掲げておくことは、妥当ではないかとうように考えられるのでござります。

○田中一君 日本専売公社、原子燃料公社を扱いたて、一向差しつかえない。これは国鉄とか電信電話とうのは、これは考え方の違いならば、日本専売公社も、そのような意味ならば、日本専売公社並びに原子燃料公社を扱いつつあります。展示会だけするつもりでいるならば、抜いていいのです。このほかの国鉄と電信電話の方は、これは直接関係があると思うのです。これは置いてもいいけれども、日本専売公社、原子燃料公社は抜いた方がいいのぢやないですか。一向この法律に、抜いたからといって、何も問題ありません。かえって不安を与えないでいいのですよ。もしこれが不安心なものじゃないというならば、あなたの方で選定してかまいませんから、どなたか参考人としてこれを扱っている権威者を呼んでいただきたいと思います。

○斎藤昇君 関連して、この第九条を置かれた趣旨は、公園管理者が國とからそれに準ずるものに対し許可をするということをおかしいから、そういう場合には協議が整うたらいのだ、こういう趣旨で書かれたものじやないかと私は思いますが、そりやございま

國の事業、鐵道、專売あるいは電信電話、原子燃料、こういうものは、簡単に許可にかかる手續をしていいという意味で抜き出したのじゃなくて、性格が、先ほど言うように、國あるいは國にほとんど基づるものだから、許可とかさせないかということは一に公團管理者にかかるつているのだから、國が行う事業ならば何でもかでも、他のものよりもたやすく許可にかかる協議の成立ということを行わしめるのだと、いう趣旨は全然ないものだと、かよろに理解をすべきものじやないかと思うが、その点はどうかという点が一点と、それから、そらであるなら、できるなら「國の行う事業」とあるようだ。下の方も專賣公社、この公社といふものを何か言い表わす他の言葉があれば、一々国有鐵道とか日本專賣公社、あるいは電電公社といふ、この公社の名前を列記しないで書けば、今田中委員のおっしゃるような質問も起つてこなかつたのだろうと思ふのですが、公社の名前をどうしてもあげなければならないといふ、法文を作る場合のこれは技術問題としてかようになつたので、はなからうか。もし今後公社があえてくれば、第九条をまた改めて、ここに公社を追加していくなければならない」と、こういふ欠点をこの条文は持つておると思いますが、にもかかわらず、公社を全部列記しておかないと、書く方がどうしても書けなかつたという点があつたのならば、その点を伺わせていただきたい。

○政府委員(町田稔君) 第九条を設けました趣旨につきましては、今斎藤委員の仰せられました通りでございました。全くそういう趣旨におきまして規定をいたしたのでございます。
それから日本国有鉄道以下をこういふように具体的に列記いたしましたのは、これは国に準ずる機関という意味でございまして、今お話をございまして、立法技術的に、いろいろようには個別的にあげる以外に他にいい表現がございませんでしたので、こういふように掲げたわけでございまして、これは他の法律におきましても同様の例になつております。なお公社が今後ふえて参ります際には、それが一々具体的に列記されることになるものと思ふのでございます。

○田中一君 私は原子燃料といふのはわからぬのですよ。あなたもわからぬといふのだから、わかる人に説明してくれるといふんですよ。

○政府委員(町田總督) 原子燃料公社の行う事業の内容がいかなる内容を持つにいたしましても、これはそれと直接関係がないのでございまして、第七条に列記しております事項に該当しないものにつきましては、これは公園内に施設を設けることができないようになつておりますので、この点につきましては、特に原子燃料公社の行う事業についての検討は、この第九条及び第七条に関する限り直接関連がないように考えます。ことに展示会等におきまして、これは協議をしてその展示会を許すかどうかといふことがきまるわけでござりますので、この点につきましては、特に危険物等を展示会に持ち込むといふようなことは、そのおそれのないよう考へるのでございまして、原子燃料公社の事業内容につきましては特別なこの法律との関連はないと言存するのでござります。

○田中一君 いや、危険があるとかないとか、私はわからぬんですね。だから、原子燃料公社といふものは、ここに法文にありますがあなたも内容がわからぬとおっしゃるのだから、どういふものか、説明してくれと言つてゐるのです。お前わからぬだらうけれども、おれが、社会一般がわかつているのだから、これは黙つて認めろといふわけにはいかないのです。

○委員長(赤木正雄君) お詫びいたしまます。今の問題を少しく延ばしまして、

○石井桂君 ちょっとこの条文に關係のないことですけれども、これは思いつきではなはだ済まないのでですが、既成都市で公園を得ようとすると非常にむずかしいのですね、なかなか。そこでまあ實際は公園のよくな屋上がほしいぶんある。たとえばデパートの屋上ね、そういうやつはこの対象にはならないのですか。

○政府委員(町田稔君) デパートの屋上等に遊園施設を設けますことは、都市公園法の対象にはなりません。

○委員長(赤木正雄君) ほかに質疑ありませんか。二十四条から以降、質疑ありませんか。二十四条から以降、質疑のある方はお願ひいたします。

○田中一君 この異議の申し立てと訴願ですが、都市計画法で現在決定されているこの計画地といふものは、これは何ですか、もう訴願や異議の申し立てをすることはできないのですね。

○政府委員(町田稔君) ただいま御質問のごとございました点は、都市計画法の規定によりまして、都市計画法で訴願ができることになつております。訴願の道が開けております。

○田中一君 そうすると、訴願はできますが、異議の申し立てはできないわけですね。

○政府委員(町田稔君) 御意見の通りでござります。

○田中一君 そうすると、この決定といたものは、都市計画法でどうい形で利害関係者に周知させたのですか、過去において。

○政府委員(町田稔君) 今の点、説明員から御説明申し上げたいと思います。

○説明員(鶴海良一郎君) 二十四条の処分は、これは都市計画上の処分ではないのであります。都市計画上の決定につきましては、これは縦覧いたしまして周知をはかつております。

○田中一君 そうすると、現在では訴願の道だけはあるということですね。

○説明員(鶴海良一郎君) 都市計画上の決定につきましては、訴願の道が開かれております。

○田中一君 都市計画法と公園法との関係はそうすると、どういうふうになりますか。

○説明員(鶴海良一郎君) 二十四条に書いてありまする異議の申し立てなり訴願につきましては、これはあくまでも本法によつてした処分についての規定であります。本法の五条の二項であるとか、十条であるとか、そういう規定に基く処分に対しまする異議の申し立て、訴願であります。それから都市計画法上の訴願につきましては、これは都市計画法に基く決定についての訴願であります。関係がないわけであります。

○田中一君 緑地帯と緑地帯を指定するのは、都市計画法で指定しておりますね、現在。

○説明員(鶴海良一郎君) 緑地帯をおつしやるのは緑地地域のことと思ひますが、緑地地域は、都市計画法施行令に基づいて旧都市計画法の一部が生きております。その生きておる旧都市計画法の規定によつて指定しておるわけでございます。

○田中一君 これはさつき私がお願ひ

した、現在民有地が計画線になつておる範囲の既得権といふものがあります。そういうものはこの法律では一体定につきましては、これは縦覧いたしまして周知をはかつております。

○説明員(鶴海良一郎君) そうすると、あるいはまた坂本公園のようになつてしまつておるといつて、既得権があります。私権の制限を受けてしまつておる範囲の既得権といふものがあります。そういうものはこの法律では一体使つてしまつておるといつて、既得権があります。

○田中一君 それはわかるのですよ。

○説明員(鶴海良一郎君) それはわかるのですよ。

○説明員(鶴海良一郎君) それはわかるのですよ。

○説明員(鶴海良一郎君) お答え申し上げます。許可もなく建つておるとい

う建物が公園地の中にあるといたしま

す。それは撤去せんなら撤去せいいとい

うことになつた場合などは、どういう

ことになるんです。

○田中一君 この法律がない場合に

は、別に文句なかつたのです。こうい

う法律ができたために撤去せいいとい

うことになつた場合ですね。

○説明員(鶴海良一郎君) お答え申し上げます。ただいまの設例の場合につきましては、この法律があらうがなかりますが、無権限で家を建つておる場合ありますから、撤去の要求はできると思うのであります。問題になりますが、それは、權限がかかる場合は、公有地を公園にした場合ですね。そこで、それをもつておる場合は、坂本公園というふうに施設課長から申し上げたのあります。坂本公園は、これは都で所有権を持つておる公園であります。

○委員長(赤木正雄君) 別に御質疑ありませんか。——ちょっとお説りいたしました。

○田中一君 もう一つ聞きたいのです。

〔東記中止〕

○委員長(赤木正雄君) 速記をとつて。

○田中一君 もう一つ聞きたいのです。

○説明員(鶴海良一郎君) お答え申し上げます。たゞいまの設例の場合につきましては、この法律があらうがなかりますが、民有地を公園にした場合ですね。

○説明員(鶴海良一郎君) お答え申し上げます。たゞいまの設例の場合につきましては、この法律があらうがなかりますが、民有地を公園にした場合ですね。

○説明員(鶴海良一郎君) お答え申し上げます。たゞいまの設例の場合につきましては、この法律があらうがなかりますが、民有地を公園にした場合ですね。

では、附則で一定期間その存置を認めでいるわけであります。

○田中一君 それはわかるのですよ。

○説明員(鶴海良一郎君) それはわかるのですよ。

○説明員(鶴海良一郎君) それはわかるのですよ。

○説明員(鶴海良一郎君) それはわかるのですよ。

○説明員(鶴海良一郎君) それはわかるのですよ。

○説明員(鶴海良一郎君) お答え申し上げます。たゞいまの設例の場合につきましては、この法律があらうがなかりますが、民有地を公園にした場合ですね。

ちの過剰土地といいますか、余つた土地といふようなものは買わなければなりませんことになつております。

○田中一君 そうすると、結局公園予定地とする場合には、全部買取るとは若干性質が異なつております。

○説明員(鶴海良一郎君) 方針としてそれはわかるけれども、この法律が

できたら今度どけという場合です。ながら、そういうものがあるのではなくね。むろん合法的な許可なくしてやつておる場合があるのですよ。自分の土地だといふので、同じ公園区域でありますね。そういう事実があった場合、そ

ういうふうになるのですか。私の言つているのは、この法律ができて今度私可もなく、既成事實として制限に違反りますね。しかしこの制限されておるワク内でもつて、そのまま許可も不許可もなく、既成事實として制限に違反しているという事実があった場合、そ

れに對してはどういう方法があるんで

う法律ができたからすぐ撤去させると

いうことだけでは、やはり現在利用し

どうするかといふことですね。こうい

う法律ができたからすぐ撤去させると

いうことになります。それは權限

の違反になるわけであります。それに

対しましては撤去を命ずることができ

るということになります。それは權限

がなくて建つておるという場合であります。

○説明員(鶴海良一郎君) 民有地を借

りて公園にしているケースは非常に少

いのですが、その場合に、その

所有者が買取り市に対して請求す

る権利はないわけでありますけれども、実際問題といつしまして、本筋は

も、実際問題といつしまして、本筋は

なりうかと思うでありますけれども、実際の運用も、要求があれば、予算の

あり次第買つておるような状況であります。これは金との相談の問題でありますから、要求があつてすぐ應ずると

いうことにいかぬと思いますが、実際の運用は買取る方向へ進めておるわ

けであります。

○説明員(鶴海良一郎君) お答え申し上げます。たゞいまの設例の場合につきましては、この法律があらうがなかりますが、民有地を公園にした場合ですね。

設置者が取得しなければならないことになつております。

○田中一君 そうすると、結局公園予

定地とする場合には、全部買取ると

いうことが原則になるわけですね。

○説明員(鶴海良一郎君) 方針として

はさうでござります。

○田中一君 もう一つ、主として買

取るといつけれども、買取らぬもの

も東京都の場合にはあるのですか。

○説明員(鶴海良一郎君) 現在あります。

○説明員(鶴海良一郎君) お答え申し

上げます。

条の規定による裁決を申請することができる。

6 海岸管理者は、第三項の規定による補償の原因となつた損失が第二項第三号の規定による処分又は命令によるものであるときは、当該補償金額を当該理由を生じさせた者に負担させることができる。

(海岸管理者以外の者の施行する工事)

第十三条 海岸管理者以外の者が海岸保全施設に関する工事を施行しようとするときは、あらかじめ当該海岸保全施設に関する工事の設計及び実施計画について海岸管理者の承認を受けなければならぬ。ただし、第六条第一項の規定による場合は、この限りでない。

2 第十条第二項に規定する者は、前項本文の規定にかかわらず、海岸保全施設に関する工事の設計及び実施計画について海岸管理者に協議することをもつて足りる。

3 海岸管理者は、第一項本文の承認に海岸の保全上必要な条件を附すこと。

(建築の基準)

第十四条 海岸保全施設は、地形、地質、地盤の変動、侵食の状態その他海岸の状況を考慮し、自重、水圧、波力、土圧及び風圧並びに地震、漂流物等による振動及び衝撃に対して安全な構造のものでなければならない。

2 海岸保全施設の形状、構造及び位置は、前項の規定によらなければならぬ。

1 堤防及び護岸については、

イ 高さは、異常高潮位、波高、碎波の状況等を考慮して定めること。

ロ のりこう配及び堤防の天幅は、堤体の型式及び地盤並びに使用材料の種類及び性質を考慮して定めること。(くハ 堤防又は護岸の表のりは、波力に耐え、海水その他のによる侵食及びま耗並びに表のり背面の土砂の流失を防止しろ構造とすること。

ニ 状況により、堤防及び護岸の表のりには波返工を設け、波の洗掘力を耐えるよう充分に根入れをし、又はこれに根固工若しくは波力を減殺する施設を設け、堤防及び護岸の天井には被覆工を施し、かつ排水こうを設け、堤防の裏のりには被覆工、のり尻保護工、根留工若しくは水たたき工を施し、又は潮遊びを施すこと。

1 胸壁については、前号に定めるところに準ずること。

三 埼堤については、潮流、潮位、風速、風向、漂砂、波高、波向等を考慮して定めること。

3 海岸保全施設には、近傍の土地の利用状況により、ひ門、ひ管、陸こう、えい船道その他排水又は通行のための設備を設けなければならぬ。

4 海岸保全施設の形状、構造及び位置は、状況により、船舶の運航及び船舶による衝撃を考慮して定めなければならない。

(兼用工作物の工事の施行)

第十五条 海岸管理者は、その管理する海岸保全施設が道路、水門、物揚場その他の施設又は工作物(以下これらを「他の工作物」と総称する)の効用を兼ねるときは、当該他の工作物との協議によりその者に当該海岸保全施設に関する工事を施行させ、又は当該海岸保全施設を維持させることができること。

(工事原因者の工事の施行)

第十六条 海岸管理者は、その管理する海岸保全施設に関する工事以外の工事以下「他の工事」という。又は海岸保全施設に関する工事の必要を生じさせた行為(以下「他の行為」という。)により必要を生じたその管理する海岸保全施設に関する工事を当該他の工事の施行者又は他の行為者に施行させることができ。

2 前項の場合において、他の工事が河川に関する工事又は道路(道路法(昭和二十七年法律第百八十九号)による道路をいう。以下同じ。)に関する工事であるときは、当該海岸保全施設に関する工事については、河川法第十一條第二項又は道路法第二十三條第一項の規定を適用する。

(附帯工事の施行)

第十七条 海岸管理者は、その管理する海岸保全施設に関する工事に必要を生じた他の工事又はその管理する海岸保全施設に関する工事を施行するため必要を生じた他の工事をその海岸保全施設に関する工事とあわせて施行することができる。

2 前項の場合において、他の工事が河川に関する工事若しくは道路に関する工事又は砂防工事(砂防法による砂防工事をいう。以下同様)であるときは、当該他の工事の施工については、河川法第十一條第一項若しくは道路法第二十二條第一項又は砂防法第八条の規定を適用する。

(土地等の立入及び一時使用並びに損失補償)

第十八条 海岸管理者又はその命じた者若しくはその委任を受けた者は、海岸保全区域に関する調査若しくは測量又は海岸保全施設に関する工事のためやむを得ない必要があるときは、あらかじめその占有者に通知して、他人の占有する土地若しくは水面に立ち入り、又は特別の用途のない他の土地を時使用することができる。ただし、あらかじめ通知することが困難であるときは、通知することを要しない。

2 前項の規定により宅地又は耕地、さく等で埋まれた土地若しくは水面に立ち入ろうとするときは、立ち入りの際あらかじめその旨を当該土地又は水面の占有者に告げなければならない。

3 日出前及び日没後においては、占有者の承認があつた場合を除き、前項に規定する土地又は水面に立ち入つてはならない。

4 第一項の規定により土地又は水面に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これ

を提示しなければならない。

5 第一項の規定により特別の用途のない他の土地を材料置場又は作業場として一時使用しようとするときは、あらかじめ当該土地の占有者及び所有者に通知して、その者の意見をきかなければならぬ。

6 土地又は水面の占有者又は所有者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による立入又は一時使用を拒み、又は妨げてはならない。

7 海岸管理者は、第一項の規定による立入又は一時使用により損失を受けた者に対し通常生ずべき損害を補償しなければならない。

8 第十二条第四項及び第五項の規定は、前項の場合について準用する。

9 第四項の規定による証明書の様式その他の証明書に關し必要な事項は、主務省令で定める。

(海岸保全施設の新設又は改良に伴う損失補償)

第十九条 土地収用法第九十三条第一項の規定による場合を除き、海岸管理者が海岸保全施設を新設し、又は改良したことにより、当該海岸保全施設に面する土地又は水面について、通路、みぞ、かき、さくその他の施設若しくは工作物を新築し、増築し、修繕し、若しくは移転し、又は盛土若しくは切土をするやむを得ない必要があると認められる場合においては、海岸管理者は、これらの工事を実行するため必要を生じた他の工事をその海岸保全施設に関する工事とあわせて施行すること

する費用の一部を負担させることができる。

2 前項の費用について同項の規定により市町村が負担すべき金額は、当該市町村の意見をきいた上、当該都道府県の議会の議決を経て定めなければならない。(負担金の納付又は支出)

第二十九条 主務大臣が海岸保全施設の新設又は改良に関する工事を施行する場合においては、まず全國国費をもつてこれを施行した後、海岸管理者の属する地方公共団体又は負担金を分担すべき他の都府県は、政令で定めるところにより第二十六条第一項又は第二項の規定に基く負担金を国庫に納付しなければならない。

(兼用工作物の費用)

第三十条 海岸管理者の管理する海岸保全施設が他の工作物の効用を兼ねるときは、当該海岸保全施設の管理に要する費用の負担については、海岸管理者と当該他の工作物の管理者とが協議して定めるものとする。

(原因者負担金)

第三十一条 海岸管理者は、他の工事又は他の行為により必要を生じた当該海岸管理者の管理する海岸保全施設に関する工事の費用については、その全部又は一部を負担させるものとする。前項の場合において、他の工事が河川に関する工事若しくは道路に関する工事又は砂防工事であるときは、他の工事に要する費用については、河川法第三十二条第一項若しくは道路法第五十八条第一項又は砂防法第十六条の規定を適用する。

3 海岸管理者は、第一項の海岸保全施設に関する工事が他の工事又は他の行為によつて、その全部又は一部を負担する者にその全部又は一部を負担させることができる。

(受益者負担金)

第三十二条 海岸管理者は、その管

保全施設に関する工事の費用については、河川法第三十二条第二項又は道路法第五十九条第一項及び第三項の規定を適用する。

(附帯工事に要する費用)

第三十二条 海岸管理者の管理する海岸保全施設に関する工事により必要を生じた他の工事又は当該海岸保全施設に要する費用は、第七条第一項及び第八条第一項の規定による許可に附した条件に特別の定がある場合並びに第十条第二項の規定による協議による場合を除き、その必要を生じた限度において、当該海岸管理者の属する地方公共団体がその全部又は一部を負担するものとする。

2 前項の場合において、他の工事が河川に関する工事若しくは道路に関する工事又は砂防工事であるときは、他の工事に要する費用については、河川法第三十二条第一項若しくは道路法第五十八条第一項又は砂防法第十六条の規定を適用する。

(負担金の通知及び納入手続等)

第三十四条 前三条の規定による負担金の額の通知及び納入手続その他負担金に関し必要な事項は、政令で定める。

(強制徴収)

第三十五条 第十一条の規定に基く占用料及び土石採取料並びに第三十条、第三十一条第一項、第三十

5 負担金等及び延滞金を徴収する権利は、五年間行わないときは、時効により消滅する。

(収入の帰属)

第三十六条 負担金等及び前条第二項の延滞金は、当該海岸管理者の属する地方公共団体に帰属する。

(義務履行のために要する費用)

第三十七条 この法律又はこの法律によつてする処分による義務を履行するために必要な費用は、この法律に特別の規定がある場合を除き、当該義務者が負担しなければならない。

(報告の徴収)

第三十八条 主務大臣は、この法律の施行に要する費用があると認める

理する海岸保全施設に関する工事によつて著しく利益を受ける者がいる場合においては、その利益を受ける限度において、当該工事に要する費用の一部を負担させることができること。

2 前項の場合において、負担金の徴収を受ける者の範囲及びその徴収方法については、海岸管理者の属する地方公共団体の条例で定められる。

3 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百七十七条第三項及び第四項(分担金)の規定は、前項の規定による条例を制定し、又は改正する場合について準用する。

(負担金の通知及び納入手続等)

第三十九条 次に掲げる处分について不服のある者は、处分のあつた日から三十日以内に主務大臣に訴願をすることができる。ただし、第三項の規定により土地調整委員会の裁定を申請することができる。

2 前項の場合においては、その利益を受ける者があつた者がその指定する期限までにその納付すべき金額を納付しないと

きは、海岸管理者は、国税滞納処分の例により、前項に規定する

負担金等及び延滞金を徴収するこ

とができる。この場合における負

担金等及び延滞金の先取特権は、

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第一条第一項第十四号に規定する地方公共団体の徴収金以外の地方公共団体の徴収金と同順位とする。

3 第十二条第一項又は第二項の規定による処分又はこれらの規

定による必要な措置の命令

4 第十三条规定による許可を与えること。

5 第二十二条第一項又は第二項の規定による必要な措置の命令

6 第三十三条第一項又は第三十二条第一項若しくは第三項又は第三十三条第一項の規定による負担の決定

7 第二十二条第一項の規定により都道府県知事のする漁業権に関する処分について不服のある者は、

処分のあつた日から四十日以内に農林大臣に訴願をすることができる。

3 第二十二条第一項又は第二号に掲げ

る処分について不服のある者は、

その不服の理由が鉱業、採石業又

は砂利採取業との調整に関するも

のであるときは、その処分につき

土地調整委員会の裁定を申請する

ことができる。

した額をこえない範囲内で定めなければならない。

3 第一項の規定による督促を受けた者がその指定する期限までにその納付すべき金額を納付しないと

きは、海岸管理者は、国税滞納処分の例により、前項に規定する

負担金等及び延滞金を徴収するこ

とができる。この場合における負

担金等及び延滞金の先取特権は、

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第一条第一項第十四号に規定する地方公共団体の徴収金以外の地方公共団体の徴収金と同順位とする。

3 第二十二条第一項又は第二項の規定による処分又はこれらの規

定による必要な措置の命令

4 第十三条规定による許可を与えること。

5 第二十二条第一項又は第二項の規定による必要な措置の命令

6 第三十三条第一項又は第三十二条第一項若しくは第三項又は第三十三条第一項の規定による負

担の決定

7 第二十二条第一項の規定により都道府県知事のする漁業権に関する処分について不服のある者は、

処分のあつた日から四十日以内に農林大臣に訴願をすることができる。

3 第二十二条第一項又は第二号に掲げ

る処分について不服のある者は、

その不服の理由が鉱業、採石業又

は砂利採取業との調整に関するも

のであるときは、その処分につき

土地調整委員会の裁定を申請する

ことができる。

</

する場合」を加え、同条に次の二項を加える。

7 海岸管理者は、第一項の保護区域内の水面における施設若しくは工作物の設置又は行為の許可については、水底線路の保護に必要な配慮をしなければならない。

(砂利採取法の一部改正)

9 砂利採取法(昭和三十一年法律第一号)の一部を次のように改する。

第十一条中「河川法及びこれに基く命令」を「河川法及び海岸法(昭和三十一年法律第一号)並びにこれらに基く命令」に改める。

(土地調整委員会設置法の一部改正)

第十四条中第十七号を第十八号とし、第十六号の次に次の二号を加える。

10 土地調整委員会設置法(昭和二十五年法律第二百九十二号)の一部を次のように改正する。

11 海岸法(昭和三十一年法律第一号)第三十九条第一項の規定による異議を裁定すること。

第二十五条第二項中「又は農地

三項の規定による異議を裁定すること。

第二十五条第二項中「森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)」を「森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)」と改める。

第六年法律第三十六号)」を「森林法(昭和二十六年法律第三十六号)」と改める。

立公園法(昭和六年法律第三十六号)」を「海岸保全法(昭和六年法律第三十六号)」と改める。

岸法

号)に改める。

(農林省設置法の一部改正)

農林省設置法(昭和二十四年法律第一百五十三号)の一部を次のように改する。

第四条第三十四号の次に次の二号を加える。

三十四の二 農地の保全に係る海岸保全施設に関する事業を実施すること。

第九条第一項第十二号の次に次の二号を加える。

十二の二 農地の保全に係る海岸保全施設に関する事業を実施し、及び監督すること。

第三十六条第八号の次に次の二号を加える。

八の二 農地の保全に係る海岸保全施設に関する事業を実施し、及び監督すること。

(水産庁設置法の一部改正)

第十二条中第七十八条を第十七条とし、第十六号の次に次の二号を加える。

12 水産庁設置法(昭和二十三年法律第七十八条)の一部を次のように改正する。

第二条第六号の次に次の二号を加える。

六の二 漁港の区域に係る海岸保全施設の新設若しくは改良を行ふ事務を処理すること。

第五条中第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の二号を加える。

十一 漁港の区域に係る海岸保全施設の新設若しくは改良を行ふ事務を処理すること。

全区域内における海岸保全施設の新設若しくは改良を行ふこと、又は海岸保全区域の管理並びに海岸保全施設の新設、改良及び災害復旧を行う者に対する指導監督及び助成に関する事務を處理すること。

(運輸省設置法の一部改正)

運輸省設置法(昭和二十四年法律第一百五十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二十五号の次に次の二号を加える。

二十五の二 港湾内の海岸保全施設の建設、改良若しくは修理を行い、又はこれらを行ふ者に対する助成及び監督を行ふこと。

二十六の二 港湾に係る海岸保全施設の建設、改良若しくは修理を行い、又はこれらを行ふ者に対する助成及び監督を行ふこと。

二十七の二 港湾に係る海岸保全施設の建設、改良若しくは修理を行い、又はこれらを行ふ者に対する助成及び監督を行ふこと。

二十八の二 港湾に係る海岸保全施設の建設、改良若しくは修理を行い、又はこれらを行ふ者に対する助成及び監督を行ふこと。

二十九の二 港湾に係る海岸保全施設の建設、改良若しくは修理を行い、又はこれらを行ふ者に対する助成及び監督を行ふこと。

三十の二 港湾に係る海岸保全施設の建設、改良若しくは修理を行い、又はこれらを行ふ者に対する助成及び監督を行ふこと。

三十一の二 港湾に係る海岸保全施設の建設、改良若しくは修理を行い、又はこれらを行ふ者に対する助成及び監督を行ふこと。

三十二の二 港湾に係る海岸保全施設の建設、改良若しくは修理を行い、又はこれらを行ふ者に対する助成及び監督を行ふこと。

三十三の二 港湾に係る海岸保全施設の建設、改良若しくは修理を行い、又はこれらを行ふ者に対する助成及び監督を行ふこと。

三十四の二 港湾に係る海岸保全施設の建設、改良若しくは修理を行い、又はこれらを行ふ者に対する助成及び監督を行ふこと。

三十五の二 港湾に係る海岸保全施設の建設、改良若しくは修理を行い、又はこれらを行ふ者に対する助成及び監督を行ふこと。

三十六の二 港湾に係る海岸保全施設の建設、改良若しくは修理を行い、又はこれらを行ふ者に対する助成及び監督を行ふこと。

三十七の二 港湾に係る海岸保全施設の建設、改良若しくは修理を行い、又はこれらを行ふ者に対する助成及び監督を行ふこと。

三十八の二 港湾に係る海岸保全施設の建設、改良若しくは修理を行い、又はこれらを行ふ者に対する助成及び監督を行ふこと。

三十九の二 港湾に係る海岸保全施設の建設、改良若しくは修理を行い、又はこれらを行ふ者に対する助成及び監督を行ふこと。

十一の二 海岸保全施設に関する事業を実施、助成、及び監督し、その他海岸法(昭和三十一年法律第二百四十九号)の施行に関する事務を管理すること。

(地方財政の再建等のための公共

設の新設若しくは改良を行ふこと、又は海岸保全区域の管理並びに海岸保全施設の新設、改良及び災害復旧を行う者に対する指導監督及び助成に関する事務を處理すること。

(森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第四十六条第二項)

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第四十六条第二項

海岸法(昭和三十一年法律第二百四十九号)第二十六条第一項

海岸法(昭和三十一年法律第二百四十九号)第二十六条第一項

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第四十六条第二項

海岸法(昭和三十一年法律第二百四十九号)第二十六条第一項

事業に係る国庫負担等の臨時特例に關する法律の一部改正)

地方財政の再建等のための公共

事業に係る国庫負担等の臨時特例に關する法律(昭和三十一年法律第二百四十九号)の一部を次のように改める。

第 第二十六条第一項

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第四十六条第二項

海岸法(昭和三十一年法律第二百四十九号)第二十六条第一項

昭和三十一年四月三日印刷

昭和三十一年四月四日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局